

会派及び議員に対する交付金額の区分を会派で決定できるようにすることについて

議員報酬等に関する在り方調査会最終報告 第2 2 (1)

(1) 会派分と議員分の配分について（最終報告 P.72 ）

（略）

また、ヒアリングでは、会派分議員分の割合については、「報酬は個人に入るので、政務調査費は会派でやるべき」という意見から、「会派というのは個々の人間が集まってできたもので、議員個人に支給されるのが本来でないか」と両極端の意見がある一方で、「会派の活動によって内容が違うのに、最初から議員分、会派分と分けて交付されているのは不思議である」と現行制度を疑問視する意見もあった。

調査研究に資するため必要な経費として、なぜ会派分と議員分とが必要であるのかを十分整理した上で、会派分と議員分との配分について検討する余地があると考え。その際、会派及び議員に対する交付金額の区分を会派で決定できるようにすることも一案である。

当面の改善策として報告書に記載された背景

会派分 15 万円/月及び議員分 18 万円/月を条例で規定している現行制度に不都合があるのではないか。

- ・ 会派分と議員分の区分を改めて決定する必要があるのではないか。
- ・ 全会派、全議員が一律では不都合があるのではないか。

仮に会派で区分を決定することができるとした場合に整理が必要と考えられる点

- 1 なぜ、会派分と議員分とが必要なのか。
- 2 会派が区分を決定するに当たり、必要なルールがあるのではないか。
 - (1) 調査会からは、会派の役割を重視した「将来に向けての提言」もなされているので、会派が区分を決定するに当たり、例えば、「現行よりも議員分に多く区分することはできない。」とするような制限を設ける必要があるのではないか。
 - (2) 政務調査費ガイドラインでは、自発的な運用基準の厳正化として、事務所費・事務費・人件費の合計額が、交付額の2分の1を超えて支出することができないと定めている。この厳正化した自発的な運用基準が現行のままでよいのかどうかを決定しておく必要があるのではないか。

3 会派が決定した区分を広く県民に周知する必要があるのではないか。

会派で決定した会派分と議員分との区分は、現行制度の考え方からすると、条例で明記してある金額を決定することに相当する。この決定を届出や通知の事務手続きだけで終わってしまうと、制度全体の透明性を損なう可能性があるため、例えば、会派ごとの決定額を公報に登載するような規定を設ける必要があるのではないか。

4 年度途中での区分変更に関するルールが必要ではないのか。

(1) 会派が当初に決定した会派分と議員分との区分を年度途中で変更することを可能とすることがどうか決定しておく必要があるのではないか。

(2) 仮に、変更することが可能であるとした場合、会派分と議員分との区分変更は現行制度の考え方からすると、条例で明記してある金額を変更することに相当する。このような変更にあたっては、例えば、「年度当初に想定し得なかった突発的な事案に会派として対応する必要性が生じた場合に限る。」とするような制限を設ける必要があるのではないか。

(3) 会派が会派分と議員分との区分を変更した場合には、上記3と同様、その変更を広く県民に周知する必要があるのではないか。